

令和7年3月
長崎県警察

銃砲等の所持許可の取消し等に係る処分基準の改正について

1 規則等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第5項に基づく銃砲等の所持許可の取消し等に係る処分基準

2 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の処分基準の改正については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部改正に伴い当然必要とされる規定の整理であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に準じて、意見公募手続を実施しませんでした。

3 施行日

令和7年3月1日